

農業後継者育成規程

(令和5年11月1日制定)

(目的)

第1条

本規程は、次代を担う農業後継者・農業経営者・中核的組合員を養成するため、組合員農家子弟、また、新規就農を志す者を正職員として受入れ、協同組合運動・組合の事業活動の理解を通じ、将来に向けての農業の改善・発展と生産意欲向上に資することを目的とする。

(受入対象者)

第2条

組合員の子弟又は、新規就農を志す者で、農業に意欲的な農業後継者とし、受入れ時には原則、満30歳までとする。

(受入期間)

第3条

正職員として受入期間は最長7年とし、期中に受入れた場合は7年目の年度末までとする。受入れ期間満了後は原則継続雇用はしない。なお、事情により正職員として継続雇用を希望する者は、別途対応する。

(受入人数)

第4条

申請時の組合の活動実態により決定する。

(受入時期)

第5条

毎年4月1日とする。ただし、状況により期中においても受入れることができる。

(受入審査と決定)

第6条

本規程の対象者に該当し、受入れを希望する者は、受入依願書(別紙1)に所定の事項を記入のうえ、総務部人事課まで提出する。なお、審査(書類および面接)により受入れを決定する。

(処遇および雇用条件)

第7条

本規程に定めるもののほかは、当組合の就業規則等を準用する。なお、給与は受入れ時における年齢、家族構成、前職、同年代の正職員の年収を勘案し、理事長が決定する。また、当規程で受入れされた職員には、所定に基づく退職給与金を支給し、農業後継者として農業に従事することを原則とする。

(配属と異動)

第8条

配属先は、営農関係部署に限定せず、組合が任意で定める。また、業務上必要のある場合は、業務内容または勤務場所を変更することがある。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月1日より実施する。